

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要 : 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第31条の11第1項(処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙1のとおり
問 合 せ 先 : 岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 (058-271-2424)
備 考 :